

昭和二十四年五月三十一日

大臣

次官

會計課長

事務官

總務課長

事務官

印

印

印

印

卷人第 25
24 5. 31

衛生試験所の事務分掌規程を左案の通り改正する
ことを致したい。

高裁を仰ぐ。

同

案

厚生省訓第四一八号

部内一般

海

軍

衛生試験所事務分掌規程を次のよう改める。
右訓令する。

昭和二十四年五月三十一日

厚生大臣

第一條 開衛生試験所に、庶務課、左の三部及び薬用植物園を置く。

総合調整部

試験部

第二條 研究部長はそれそれを厚生大臣がこれを命ずる。
庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一、人事に関すること。
- 二、官印の管守に関すること。
- 三、文書の接受、発送及び保有に関すること。
- 四、会計に関すること。
- 五、物品の出納及び保管に関すること。
- 六、営繕及び警備に関すること。

医薬品等の貯蔵の方法及び滅菌に関すること。
薬品の小分けや封緘に関すること。

図書の整備及び貸出並びに文献の複写に関すること。

かい報その他の報告の編さん及び発行に関すること。

十歩外に関すること。

十一、他の主管に属しないこと。

第三條 総合調整部においては、試験、検査、研究方針の樹立、試験検査結果の総合判定報告の作成、試験検査研究記録の保管及び試験検査の研究に要する機械、器具、試薬、動物等の保管、供給の調整に関する事務をつかさどる。

第四條 試験部においては、医薬品、化粧品、その他衛生用品並びに食品、添加物、器具、容器包装、

温泉、毒物劇物等についてその規格、品質、純度、力価、定量、毒性の有無及び薬理等の試験及び検査に関する事務をつかさどる。

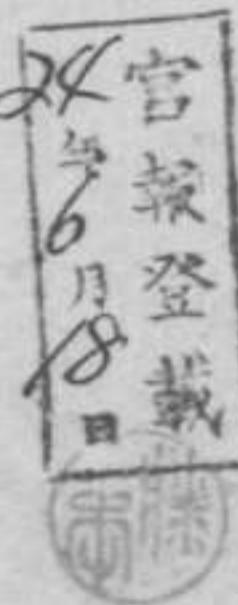
第五條 研究部においては、医薬品、化粧品その他の衛生用品、並びに食品、添加物、器具、包装容器等の規格及び改良に関する研究並びに標準品の製造及び領布に関する事務をつかさどる。

第六條 薬用植物園においては、薬用植物の栽培及び品種の改良並びに種苗の育成及び配布に関する事務をつかさどる。

○官廳事項

○衛生試験所事務局分掌事務規程改正　衛生試験所事務局分掌事務規程不_レと次のよう_レに改正し、昭和二十四年五月三十日から施行した。

昭和廿四年六月拾六日



海

軍

裏面白紙

薬発第六七七号

昭和二十四年四月十九日

厚生省 薬務局



厚生大臣官房人事課長 殿

ヤラヒヤ
水野萬次

衛生試験所の事務分掌規程の制定について
衛生試験所の事務分掌規程を別記のよう
に定めたいので
御依頼致します。

訓 令 案

◎厚生省訓令第 号

衛生試験所事務分掌規程を、次のよう
に定めよ。

昭和 年 月 日

厚生大臣 林 譲治

衛生試験所事務分掌規程

厚 生 省

第一條 衛生試験所に副所長を置く。

副所長は、所長を佐け、所務を掌理
する。

第二條 衛生試験所に、庶務課、図書室、
編さん室、大阪分室及びその三部並
びに薬用植物園を置く。

綜合調整部

試験部
研究部

第三條 廉務課 では、左の事務を掌る。

一 人事に関すること

二 官印の管守に関すること

厚生省

三 文書の接受、発送及び保有に関すること

一 ること

四 会計に関すること

五 物品の公納及び保管に関すること

と

六 営繕及び警備に関すること

七 粟呂の小分及び封緘に關すヨ

ヒ

八 特外に關すヨ

九 他の主管に屬しないこと

第四條 図書室では、図書の整備及び
貸出並びに文献の複写に關する事

厚 生 省

務を掌る。

第五條 編さん室では、衛生試験所、報
その他の報告の編さん及び発行に關す

る事務を掌る。

第六條 大阪分室では、主として西日本

における國家検定を要する医薬品

及び食品等並びに輸出する医薬品及び
食品等の試験及び検査に関する事務
を掌る。

第八條 総合調整部では、試験、検査、研
究方針の樹立、試験、検査結果の総合
判定報告の作成、試験、検査、研究記

厚 生 省

錄の保管及び試験、検査、研究に要
する機械、器具、試薬、動物等の保管、
供給に関する事務を掌る。

第九條 試験部では、医薬品、化粧品、
その他の衛生用品並びに食品、添加物、
器具、容器、包装、温泉、毒劇物等

についてその規格、品質、純度、力価、定量、毒性の有無及び藥理等の試験及び検査に関する事務を掌る。

第九條 研究部では、医薬品、化粧品その他衛生用品並びに食品、添加物、器具、容器包装等の規格及び改良に

厚 生 省

関する研究並びに標準品の製造及び領布に関する事務を掌る。

第十條 薬用植物園では、薬用植物の栽培及び品種の改良並びに種苗の育成及び配布に関する事務を掌る。

附 則

この訓令は、公布の日から、施行する。

昭和三十二年厚生省訓令第二二〇号

衛生試験所分科規程は、これを廃止す

る。

厚 生 省

第一條 国立衛生試験所に、庶務課 左の三部及び薬用植物園を置く。

総合調整部

試験部

研究部

第二條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一、人事に関すること。
- 二、官印の管守に関すること。
- 三、文書の接受、発送及び保有に関すること。
- 四、会計に関すること。

五、物品の出納及び保管に関すること。

六、營繕及び警備に関すること。

厚 生 省

七、薬品の小分及び封緘に関すること。

八、図書の整備及び貸出並びに文献の複写に関するこ

と。

九、い報その他の報告の編さん及び発行に関するこ

と。

十、涉外に関すること。

十一、他の主管に属しないこと。

第三條 総合調整部においては、試験、検査、研究方針の樹立、試験検査結果の総合判定報告の作成、試験、検査、研究記録の保管及び試験、検査、研究に要する機械、器具、試薬、動物等の保管、供給の調整に関する事務をつかさどる。

第四條 試験部においては、医薬品、化粧品その他衛生用品並びに食品、添加物、器具、容器包装、

温泉、毒劇物等についてその規格、品質、純度、力価、定量、毒性の有無及び薬理等の試験及び検査に関する事務をつかさどる。

第五條 研究部においては、医薬品、化粧品、その他衛生用品並びに食品、添加物、器具、包装容器等の規格及び改良に関する研究並びに標準品の製造及び領布に関する事務をつかさどる。

第六條 薬用植物園においては、薬用植物の栽培及び品種の改良並びに種苗の育成及び配布に関する事務をつかさどる。

裏面白紙

461

記件 分番	録名 類号	規										10	番号	保区 存分	
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号	次	目次	件	名	摘要
													文番 号書	立 第 三 大 件	3/1020 (告示第三)

裏面白紙

